意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	住民基本台帳ネットワークシステムの教育委員会への情報提供範囲の拡大
	について
2. 既存の制	現在、多くの教育委員会は住民基本台帳データベースへのアクセスが認
度・規制等	められていないことから、教育委員会及び学校における児童生徒の基本情
によってI	報データベース作成に際しては、市役所等の情報に基づき教育委員会や学
CT利活用	校による手作業での登録作業を実施していることから不要な稼動が生じて
が阻害され	おり、また登録ミスの発生リスクを抱えている。
ている事	
例・状況	
3. ICT利	○住民基本台帳法第30条の7 第4項、第5項
活用を阻害	本人確認情報の別表
する制度・	(本人確認情報の提供を受ける機関に教育委員会が規定されていない)
規制等の根	
拠	
4. ICT利	ICT 活用による校務の効率化に向けて、セキュリティ上の対応を前提に
活用を阻害	教育委員会による住基データへのオンラインアクセスを認めて頂きたい。
する制度・	
規制等の見	
直しの方向	
性について	
の提案	